

離婚届

令和 年 月 日 届出 長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号

通知(送付) 令和 年 月 日 第 号

書類記載 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住 氏 票 通 知

(1) **夫 氏 名** (フリガナ) **妻**

生 年 月 日 年 月 日 年 月 日

住 所

本 籍 籍 番

(2) **父母及び養父母の氏名** 妻の父 母 続き柄 男 女 続き柄 女

父母との続き柄 養父 養母 続き柄 養子 養女

(3) **離婚の種類** 協議離婚 和解 請求の認諾 日成立 調停 審判 判決 日確定

(4) **婚姻前の氏にもどる者の本籍** 夫 妻 夫 妻 夫 妻 もとの戸籍にもどる 新しい戸籍をつくる

未成年の子の氏名 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子

未成年の子の氏名 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子

(5) **未成年の子の氏名** 夫 妻 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意を合意した。 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意を合意し、真意に基づいて合意した。

記入の注意

- 1 別紙や消えやすいインキで書かないでください。
 - 2 外国人の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 - 3 外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
 - 4 台湾
 - 5 パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
 - 6 その他に必要なもの
- 調停離婚のときは、調停調書の原本と確定証明書
審判離婚のときは、審判調書の原本と確定証明書
協議離婚のときは、協議調書の原本
認諾離婚のときは、認諾調書の原本
判決離婚のときは、判決調書の原本と確定証明書

(6) 同居の期間 年 月 から 年 月 まで

(7) 別居する前の住所 番 地 番 号

(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と 夫の職業 妻の職業

(9) 夫の職業 妻の職業

(10) 夫の職業 妻の職業

その他

届出人署名 (※押印は任意) 夫 妻 印 印

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)

署名 (※押印は任意) 印 印

生 年 月 日 年 月 日 年 月 日

住 所

本 籍 番 地 番 番 地 番

□には、あてはまるものに○のようにするしるしをつけてください。

今後とも離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください (この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管) にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 □また、決めていない。

子育ての分担：子どもの身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項 (例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など) の決定を父専らで分担したりすること。各親の一方が全てを行うこと。取決めをしない。 □にするしるしをつけてください。

親子交流について

取決めをしている。 □また、決めていない。

親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が、定期的に子育てをするとの取決めをしている場合、諸事情により交流を実施しないとの取決めを交わすこと。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしない。 □にするしるしをつけてください。

経済的に自立していない子 (未成年の子に限られません) がある場合は、次の□のあてはまるものしるしをつけてください。

養育費の分担について

取決めをしている。 □また、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしないでも定期的に養育費を請求することができる制度があります。

養育費：経済的に自立していない子 (例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります) の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしない」にすることをしるしをつけてください。

父母が離婚するときには、親子交流や養育費の分担など子どもの監護に関することについても父母の協議で定めることとされています。父が離婚するときには、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「法務省パンフレット」をご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイトに掲載しています。

Q 法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただけますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp